

## 第2章 ジュネーブ軍縮会議 (CD:Conference on Disarmament)

### 第1節 概要

#### 1. 設立の経緯

冷戦期、国連を中心とした軍縮努力がなかなか功を奏さず、この状況を受けて、1959年9月の米国、英国、フランス、ソ連の4か国共同コミュニケにより、国連の枠外の軍縮交渉の場として「10か国軍縮委員会」がジュネーブに設置された。ジュネーブ軍縮会議は、これを母体とする。この委員会には東西両陣営より5か国ずつが参加したが、その後、非同盟諸国8か国を加えた「18か国軍縮委員会」(1962～1969年)、「軍縮委員会会議」(1969～1978年。メンバー国は最多時で31か国)を経て、1978年の第1回国連軍縮特別総会の決定を受けて「軍縮委員会」(加盟国40か国)に改組され、1984年に名称のみが変更されて現在のジュネーブ軍縮会議となった。

#### 2. 活動の態様とこれまでの成果

ジュネーブ軍縮会議の現在の加盟国は66か国であり、G7諸国をはじめとする西側(24か国)、ロシア、東欧諸国を中心とする東側(7か国)及び途上国等からなるG21(33か国)の3つのグループ、及びいずれのグループにも属さない中国により構成される。わが国は1969年以来の加盟国であり、西側グループの一員となっている。会議事務局はスイスのジュネーブに置かれている。2～3か月間の会期が年3回開催される。ジュネーブ軍縮会議では、毎年作業計画などを採択する必要があるが、これらの議決は、手続事項も含めてすべてコンセンサスで行う。

ジュネーブ軍縮会議は、軍縮に関する多数国間の交渉を行う唯一の機関であり、国連総会の下にある軍縮審議機関である国連軍縮委員会とは性格を異にする。

ジュネーブ軍縮会議あるいはその前身の機関においては、重要な軍縮・不拡散に関する条約が作成されてきた。具体的には、部分的核実験禁止条約(PTBT、1963年)、核兵器不拡散条約(NPT、1968年)、生物

兵器禁止条約（BWC、1972年）、化学兵器禁止条約（CWC、1993年）、包括的核実験禁止条約（CTBT、1996年。ただし、最終的には国連総会で採択）などが挙げられる。

## **第2節 ジュネーブ軍縮会議（CD）の停滞問題と打開への努力**

ジュネーブ軍縮会議は、軍縮に関する唯一の多数国間交渉機関であり、国際社会の軍縮努力がこの場で結実していくことが期待されている。当然、わが国の軍縮外交を推進していく上でも極めて重要な位置を占める。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議では、96年にCTBTを作成して以来、実質的な交渉や議論が行われていない。また、ジュネーブ軍縮会議で交渉されることになっている兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT。いわゆるカットオフ条約）についても、多くの国が条約交渉開始の必要性を主張しているにもかかわらず、いまだに進展がないという状況が続いている。

このような停滞の原因は、「宇宙空間における軍備競争の防止」（PAROS）という案件をジュネーブ軍縮会議でどのように扱うかについて、主に米中が対立し、ジュネーブ軍縮会議加盟国全体のコンセンサスが形成されないことにある。具体的には、中国が、米国の進めるミサイル防衛（MD）は宇宙における軍備競争につながるものであり、これを防止する条約の「交渉」を行うことは、多国間の軍備管理・軍縮における緊急の課題であると主張しているのに対し、米国は、宇宙の軍備競争防止について「議論」することは良いが、「交渉」することは受け入れられないと主張している。

2000年のNPT運用検討会議で採択された最終文書において、ジュネーブ軍縮会議に対して、カットオフ条約の即時交渉開始と5年以内の交渉妥結を含む作業計画に合意することが奨励された。これを受けてわが国は、2000年及び2001年に国連総会に提出して圧倒的多数で採択された核軍縮決議の中で、カットオフ条約に関する特別委員会や核軍縮を取り扱う適切な下部機関をジュネーブ軍縮会議に設置することを呼びかけている。また、関係各国に対して、ジュネーブ軍縮会議の停滞状況を打

開するための働きかけを、様々な機会を通じて行っている。今後も各国と協調しながら、こうした努力を継続する。



ジュネーブ軍縮会議 会議場